

福岡県公報

平成二十一年一月二十三日
第二千九百二十二号
増刊 ①

目次

教育委員会

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(教育庁文化財保護課) …………… 一

教育委員会

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年一月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の上欄中「別表三の項ワ」を「別表三の項ヨ」に改め、同表の下欄中

七十八 法第百三十条に規定する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況に関する報告に係る書類

を

改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

七十八 法第百三十条に規定する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況に関する報告に係る書類
七十九 法第百三十六条に規定する重要文化的景観の滅失等の届出に係る書類
八十 法第百三十九条第一項に規定する重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の届出に係る書類
八十一 法第百六十八条第一項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の同意の要請に係る書類
八十二 法第百六十八条第一項に規定する所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の輸出の同意の要請に係る書類
八十三 法第百六十八条第一項に規定する所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分の同意の要請に係る書類
八十四 法第百六十八条第二項に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の同意の要請に係る書類

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）